

資料1 子どもや子育ての現状

1 少子高齢化の動向

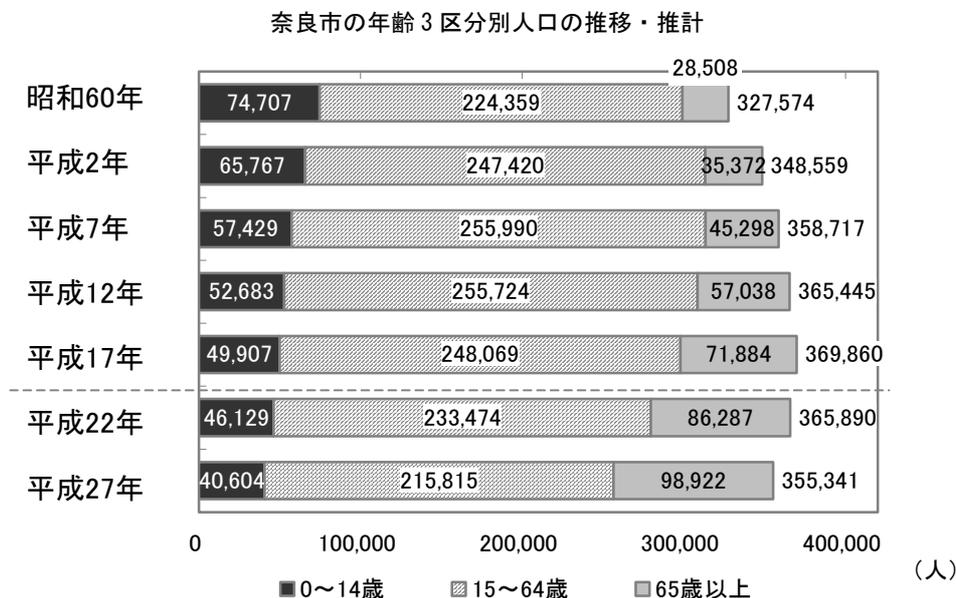
(1) 人口の推移

本市の総人口は、昭和60年から平成17年までは増加傾向にありましたが、今後の推移については、徐々に減少することが見込まれています。

年少人口(0~14歳)は、平成17年10月1日現在49,907人で、昭和60年以降連続して減少しています。

そして、平成27年の人口については、355,341人と推計され、今後も減少傾向で推移すると予想されます。

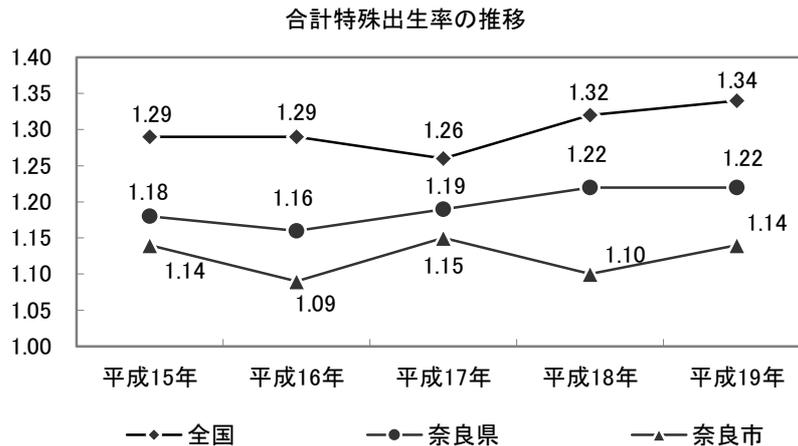
なお、平成22年以降の人口推計を行うにあたっては、住民基本台帳及び外国人登録者数による平成17年から平成21年10月1日現在の男女別年齢別人口のデータをもとに将来人口を推計しました。これは、コーホート要因法を用いた計算方法で、自然動態(出生、死亡)と社会動態(転入、転出)による人口変化を積み上げ、将来人口を推計するものです。



資料：国勢調査(昭和60年~平成17年)
※年齢不詳を除く
※平成22年以降は推計人口
(コーホート要因法)

(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、一貫して全国や奈良県を下回る水準で推移しています。全国は、平成 17 年に過去最低の 1.26 となりましたが、徐々に上昇し、平成 20 年には 1.37 となっています。奈良県は平成 18 年以降 1.22 で推移しています。本市は、近年、わずかな増減傾向を示していますが、平成 20 年に 1.12 となっています。

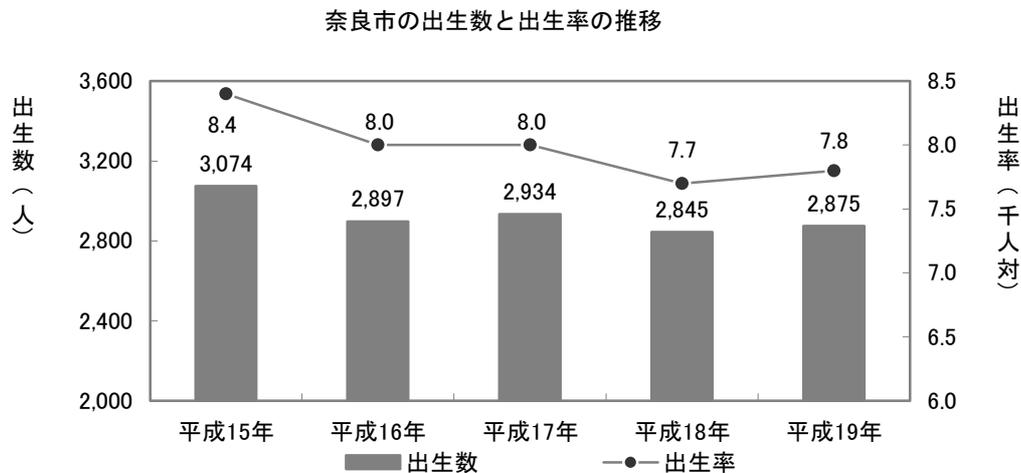


資料：奈良市保健所事業概況（平成 21 年度版）

(3) 出生数と出生率

本市の出生数は、平成 15 年の 3,074 人から平成 18 年の 2,845 人へと、減少傾向がみられますが、平成 19 年には 2,875 人と若干上昇しています。

出生率においても、同様に低下傾向がみられ、平成 19 年は人口千人あたり 7.8 人となっています（出生率とは、人口千人あたりの出生数のことです）。

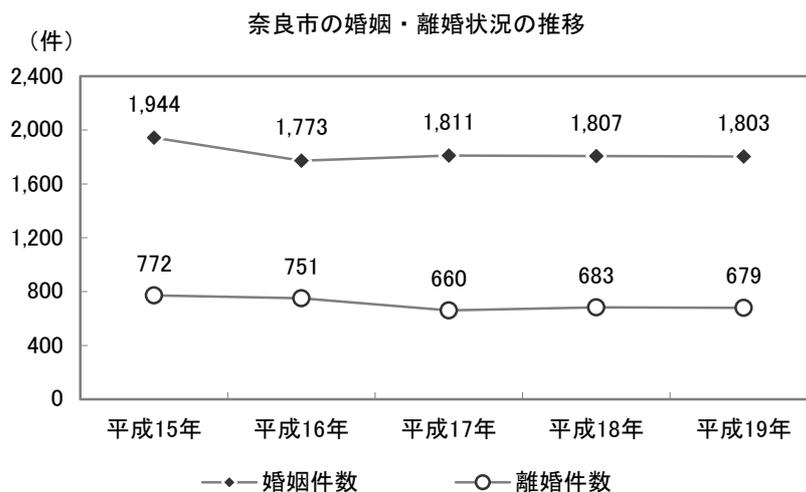


資料：奈良市保健所事業概況（平成 21 年度版）

(4) 婚姻・離婚状況

本市の婚姻件数は、平成15年以降に減少していますが、平成17年から平成19年までの3年間は1,800件程度で横ばいとなっています。一方、離婚件数においては、同様の傾向にあり、平成19年は679件となっています。

平均初婚年齢は、奈良県と比べると夫妻ともにほぼ同じ年齢で推移しており、晩婚化となっています。



資料：奈良市保健所事業概況（平成21年度版）

平均初婚年齢の推移

単位：歳

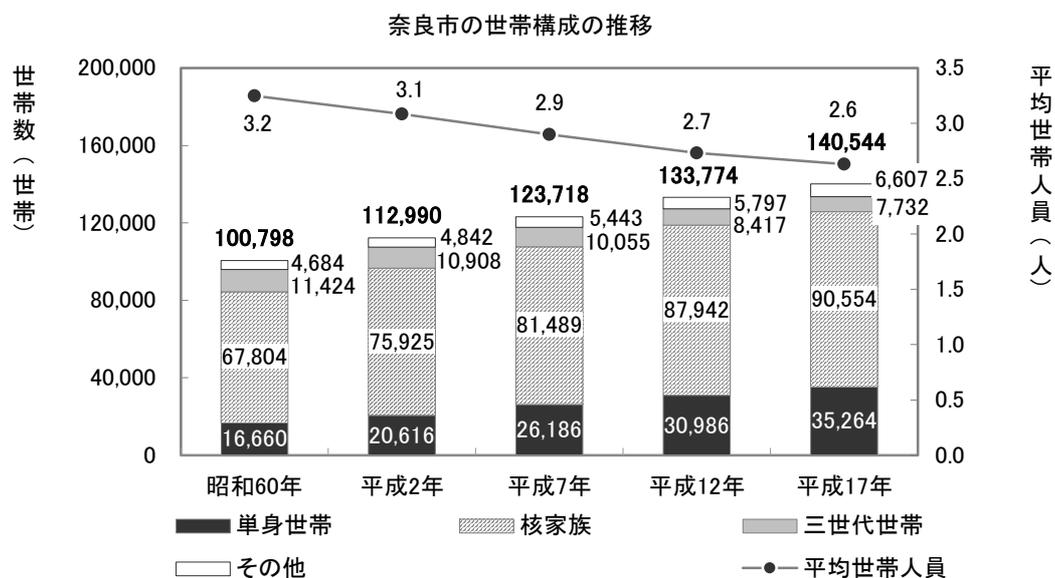
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
夫（奈良市）	29.2	29.7	29.6	30.1	30.4
妻（奈良市）	27.5	28.1	27.9	28.2	28.7
夫（奈良県）	29.3	29.5	29.7	29.7	30.1
妻（奈良県）	27.6	27.8	28.0	28.1	28.3
夫（全国）	29.4	29.6	29.8	30.0	30.1
妻（全国）	27.6	27.8	28.0	28.2	28.3

資料：奈良市保健所事業概況（平成17年度版～平成21年度版）

(5) 世帯構成

本市の世帯構成は、親と子からなる核家族の割合が平成17年まで増加し、単身世帯も同様に増加しています。

平均世帯人員は、昭和60年以降減少し、平成17年には2.6人となっています。



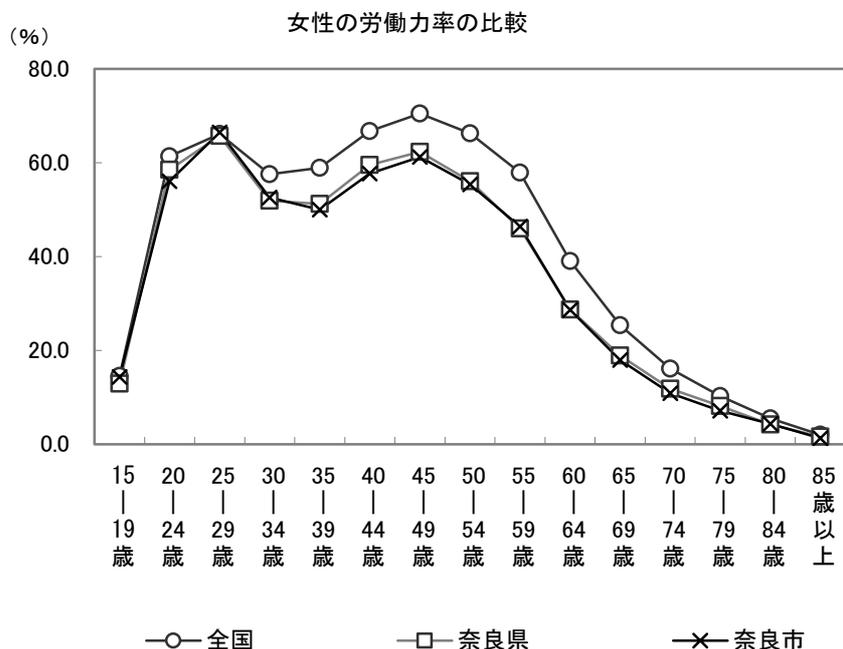
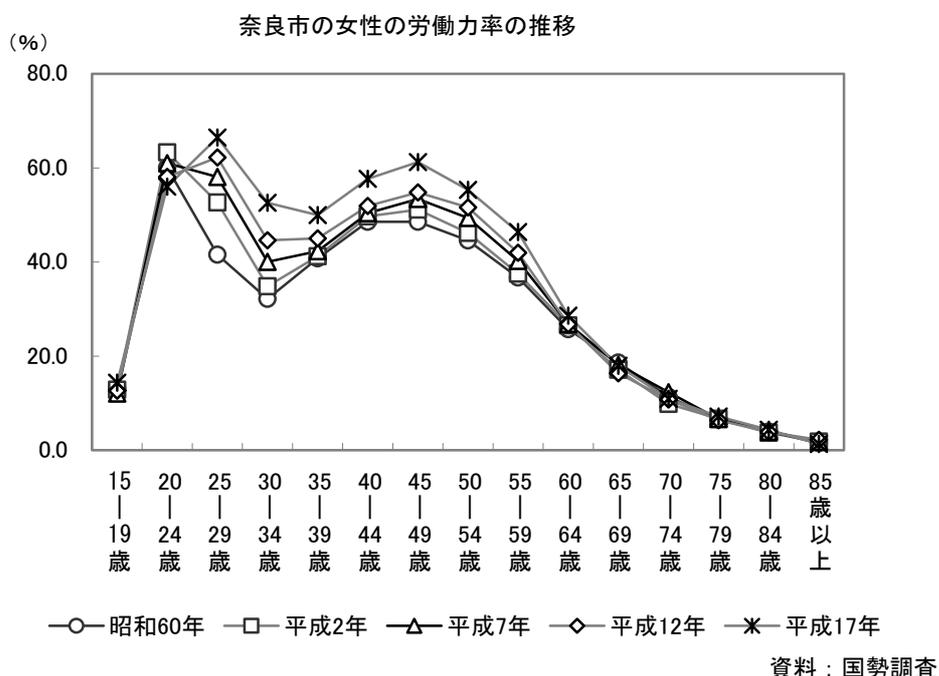
資料：国勢調査

2 子育てを取り巻く状況

(1) 女性の労働力率

本市の女性の労働力率は、20～24歳と45～49歳の二つの年齢層をピークとしたM字型のラインとなっています。出産、育児期にあたる30歳代にいったん仕事を離れ、子どもが就学期に入る40歳代前半から再び仕事に就くという状況が読みとれます。しかし、年々20歳代後半から30歳代前半の就業率が高くなり、女性の就業率の高まりがうかがえます。

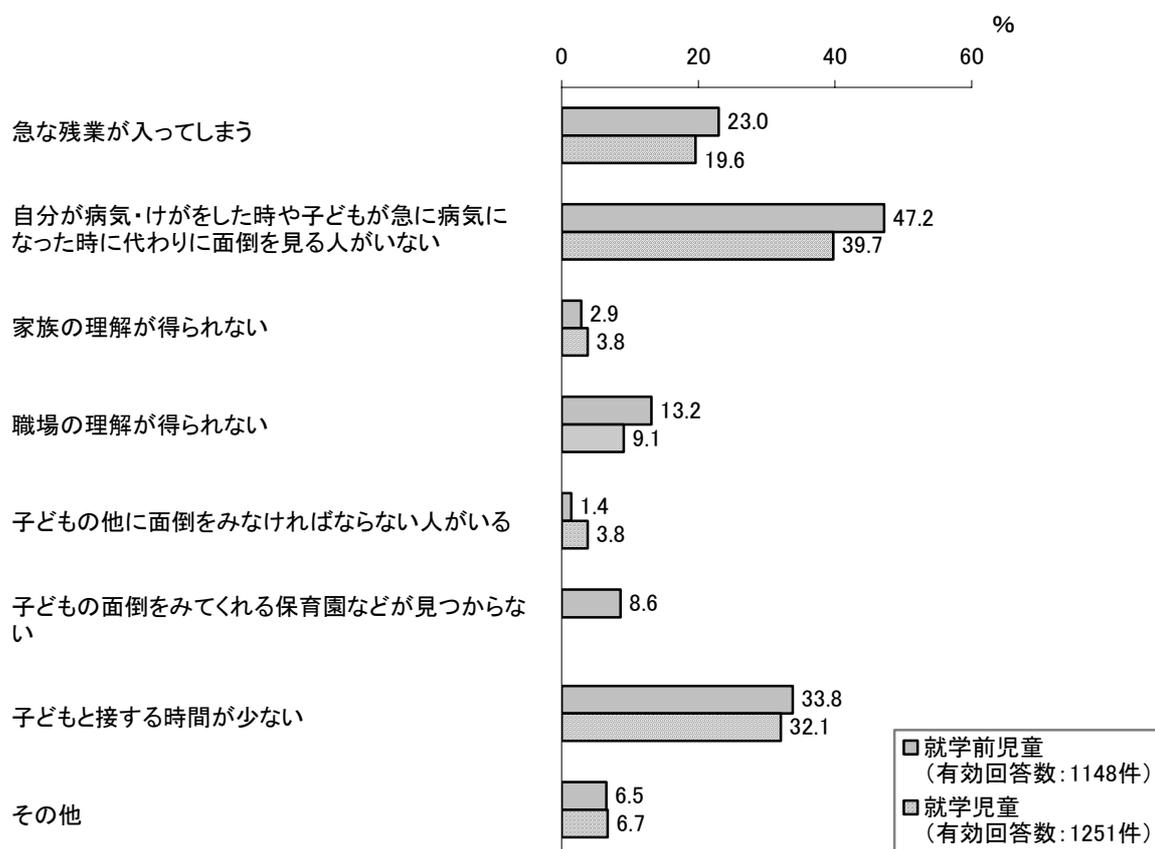
また、平成17年において、奈良県と比べると各年齢層ともほぼ同じ労働力率となっていますが、全国と比べると30歳代から60歳代まで大きく下回っています。



(2) ニーズ調査結果 (抜粋)

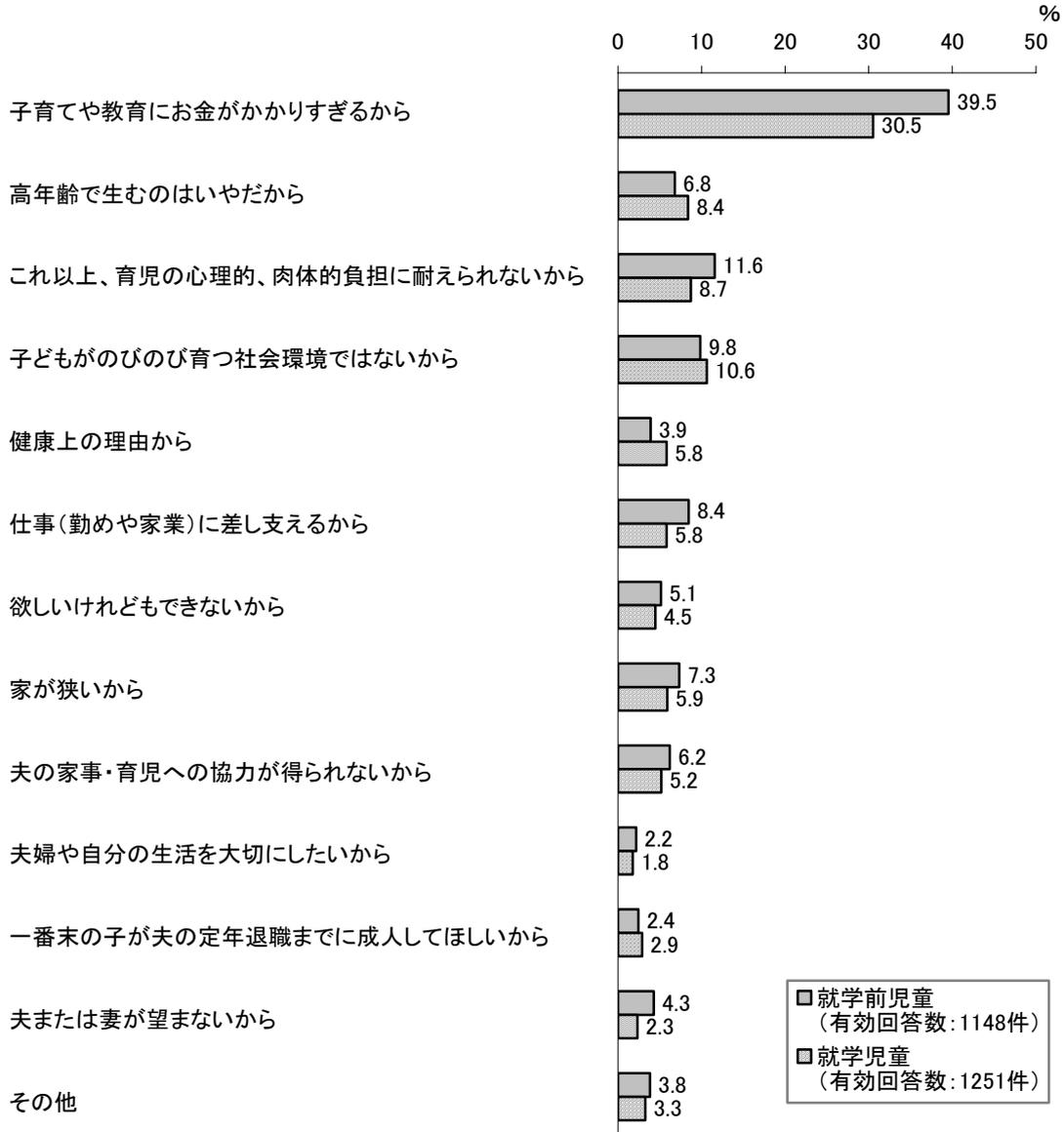
①仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること (複数回答)

就学前児童、就学児童ともに、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が約4割と最も高く、ついで「子どもと接する時間が少ない」が約3割となっています。



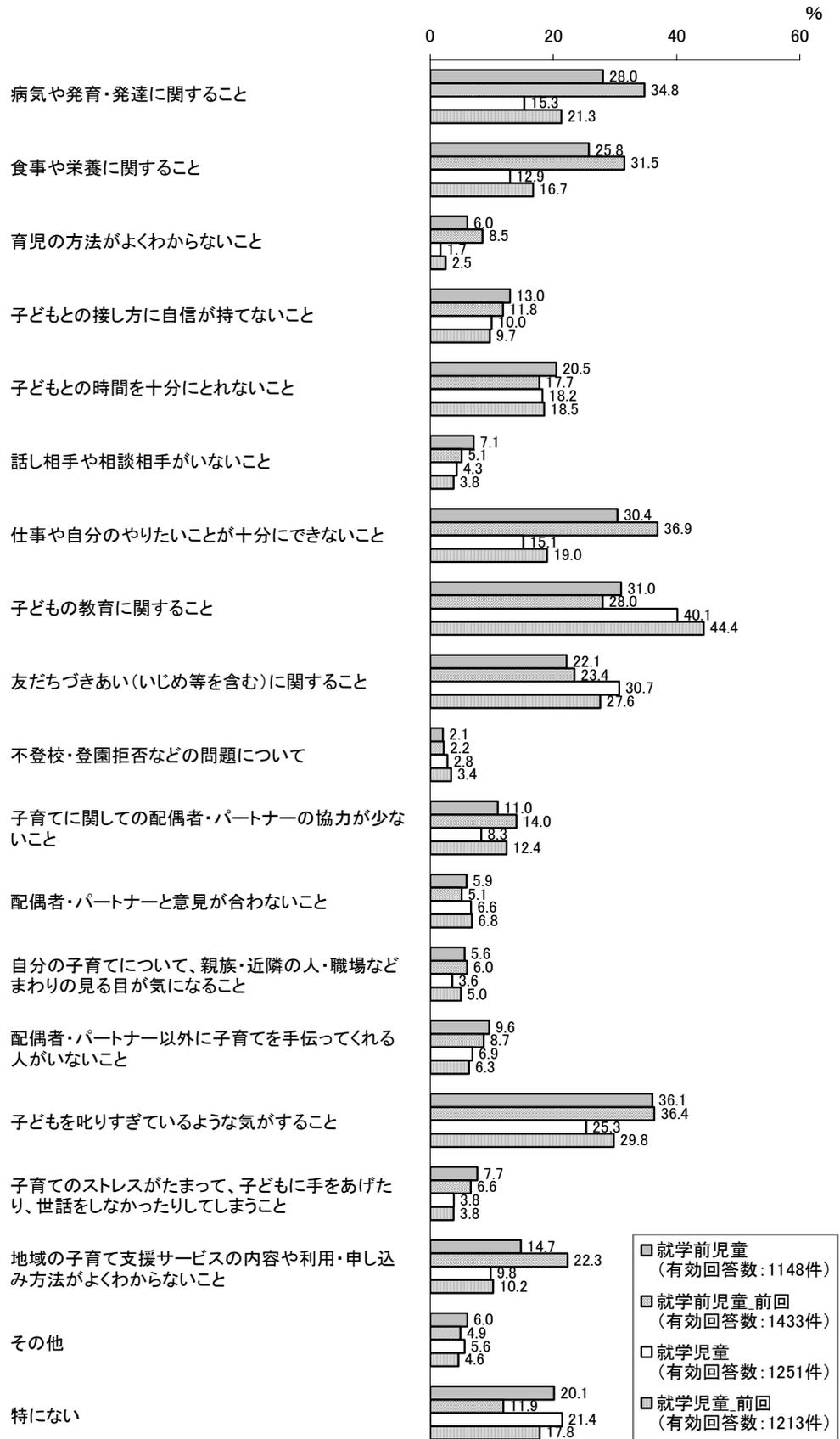
②理想の数の子どもを持たない（持てない）理由（複数回答）

就学前児童、就学児童ともに、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が3割以上と最も高くなっています。



③子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

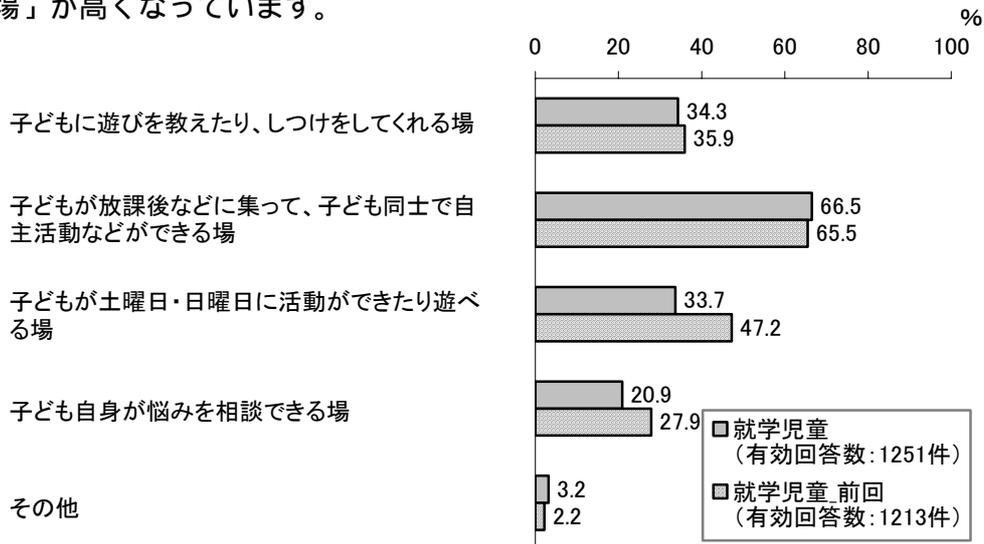
就学前児童において、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが36.1%、就学児童では、「子どもの教育に関すること」が40.1%と最も高くなっています。前回調査と比べると、就学前児童で、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が下がっています。



④望ましい身近な地域の子ども同士が交流等を行うことのできる場（複数回答）

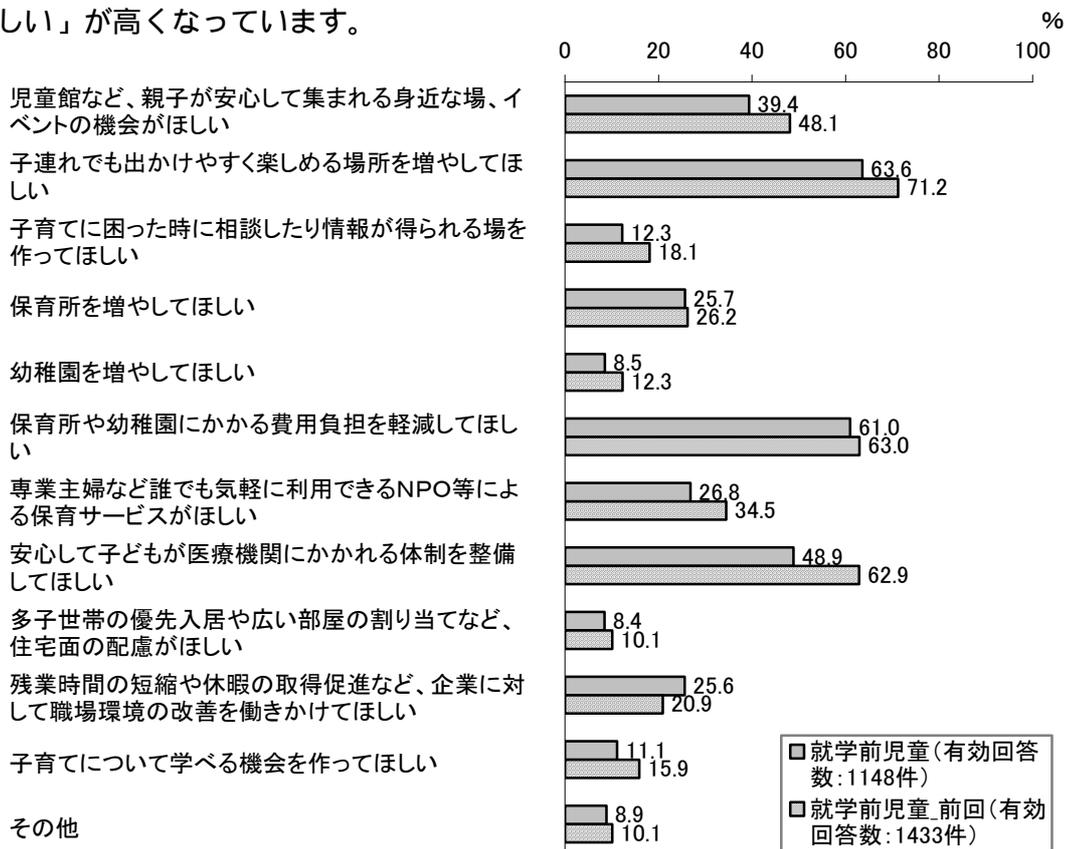
就学前児童、就学児童ともに、「子どもが放課後などに集って、子ども同士で自主活動などができる場」が6割以上と最も高くなっています。

就学前児童と比べると、就学児童において、「子どもが土曜日・日曜日に活動ができたり遊べる場」が高くなっています。

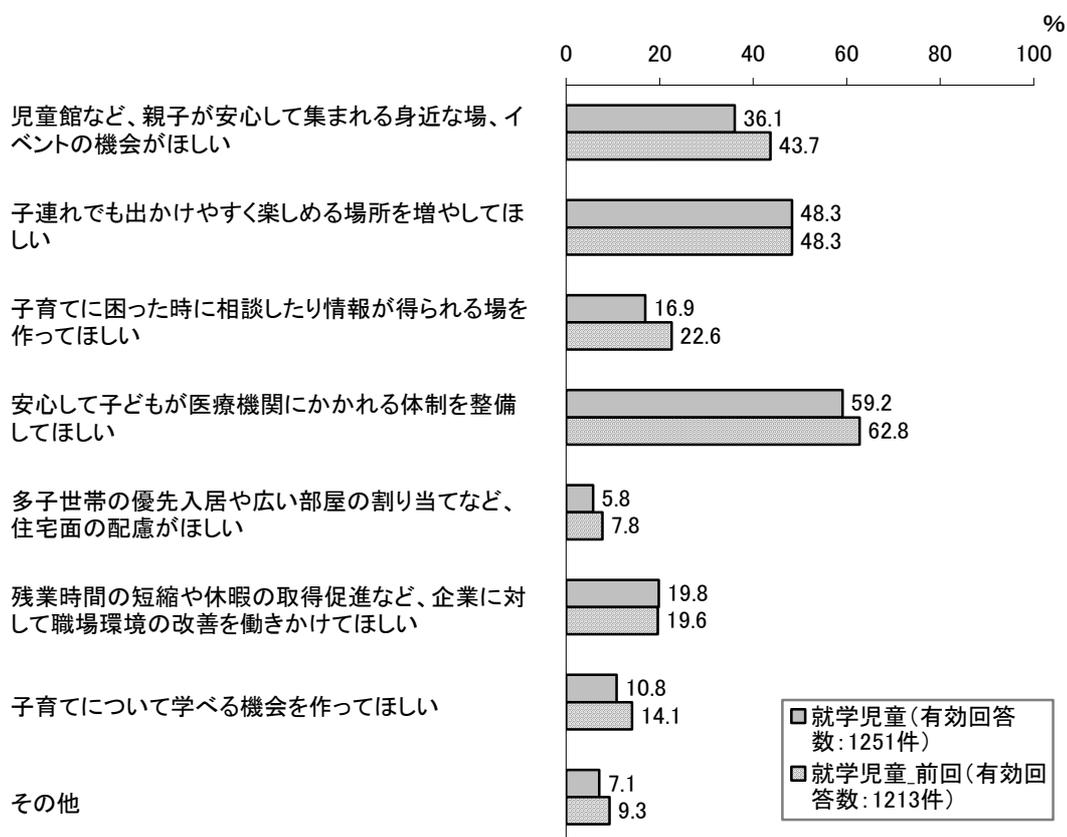


⑤充実してほしい子育て支援（複数回答）

就学前児童において、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が6割以上と高くなっています。前回調査と比べると、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が高くなっています。



就学児童においては、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が59.2%と最も高く、ついで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が48.3%となっています。前回調査と比べると、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が下がっています。



資料2 計画策定に関する資料

1 奈良市少子化対策推進本部設置要領

(目的及び設置)

第1条 次代を担う子どもたちが健やかに育つ社会の実現に向け、庁内関係部局間の連携を確保し、少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、奈良市少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 少子化対策推進のための企画、連携及び調整に関すること。
- (2) 奈良市次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、その所掌事務の細部にわたる事項についての調査研究及び素案の作成を行わせるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、保健福祉部理事をもって充てる。
- 4 副幹事長は、子育て課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する副幹事長がその職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(作業部会)

第8条 幹事会に、その所掌事務に関する作業を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会の責任者は子育て課長をもって充て、部会員は幹事会の副幹事長及び幹事が所属する課の職員の中から、当該課の所属長が指名する者をもって充てる。

(関係者の出席等)

第9条 本部長及び幹事長は、議題により必要な本部員又は幹事のみを招集して会議を開き、また必要に応じ、本部員又は幹事以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進本部の庶務は、子育て課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年9月29日から施行する。

(奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会設置要領の廃止)

2 奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会設置要領(平成15年11月6日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成21年6月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

推進本部本部員

消防局長	保健福祉部理事
市長公室長	保健所長
市長公室理事	環境清美部長
企画部長	観光経済部長
総務部長	都市整備部長
市民生活部長	建設部長
市民活動部長	教育総務部長
保健福祉部長	学校教育部長

別表第2（第6条関係）

推進本部幹事会幹事

消防局総務課長	福祉医療課長
人事課長	保育課長
企画政策課長	保健予防課長
交通政策課長	健康増進課長
財政課長	まち美化推進課長
病院事業課長	商工労政課長
市民活動推進課長	公園緑地課長
生涯学習課長	道路維持課長
文化・スポーツ振興課長	住宅課長
人権施策課長	教育企画課長
男女共同参画課長	学校教育課長
福祉総務課長	学務課長
障がい福祉課長	青少年指導課長

2 奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

【平成16年6月24日奈良市告示第338号】

(目的及び設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、本市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、奈良市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子育て関係団体・機関
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第3条 協議会に座長、及び副座長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 座長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度座長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子育て課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この告示は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3 地域協議会委員名簿

平成 21 年度奈良市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(50 音順)

役 職 名	氏 名
奈良市主任児童委員代表	上城戸 栄子
奈良商工会議所代表	内野 典英
奈良市保育会会長	大波 和彦
奈良市保育園保護者会連絡協議会代表	亀本 和也
M s ねっと代表	北島 真理
奈良女子大学理事・副学長	佐久間 春夫
奈良市民生児童委員協議会連合会代表	田遠 信明
弁護士	田中 幹夫
奈良市梅華会会長	中井 正子
奈良市医師会代表	廣岡 孝雄
奈良CAP代表（理事）	法貴 和子
奈良市PTA連合会会長	宮木 健一
奈良市自治連合会会長	山口 清和
奈良市立幼稚園長会会長	山村 悦子

4 計画策定の経過

日 時	会議名等	協議内容
平成 21 年 7 月 13 日	第 1 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進 少子化の現状等について グループ別討論
平成 21 年 8 月 25 日	第 2 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画策定趣旨について 施策別検証について 少子化対策推進 少子化要因実態調査について
平成 21 年 8 月 28 日	第 10 回地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画策定趣旨について 目標事業量の設定について
平成 21 年 9 月 25 日	第 1 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画策定趣旨について 施策別検証について 施策体系について 少子化対策推進 少子化要因実態調査について
平成 21 年 10 月 20 日	第 3 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画骨子（施策別方向性）について グループ別討論
平成 21 年 11 月 9 日	第 2 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画骨子（施策別方向性）について
平成 21 年 11 月 26 日	第 11 回地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画骨子（施策別方向性）について 少子化対策推進 少子化要因実態調査について
平成 21 年 12 月 22 日	第 4 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進 少子化要因実態調査（速報値）について グループ別討論
平成 22 年 1 月 18 日	第 1 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画素案について
平成 22 年 1 月 26 日	第 5 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進 少子化要因実態調査結果について グループ別討論
平成 22 年 2 月 16 日 ～3 月 15 日	パブリックコメント実施	
平成 22 年 2 月 26 日	第 6 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進 少子化要因実態調査の結果報告から今後の対策について検討
平成 22 年 3 月 18 日	第 12 回地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 後期計画前回からの修正 パブコメ反映分の意見
平成 22 年 3 月 25 日	第 2 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 後期計画の承認

5 後期行動計画に新たに取り入れた事業

事業名	担当課	事業内容	策定時実績	平成26年度目標
今後、実施予定（新規事業）				
1-1-②	駅前保育所の設置	保育課	待機児童解消に向けて、駅前保育所を設置します。	未実施 設置箇所数:5
1-3-③	養育支援訪問事業	子育て課	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行います。	未実施 実施を目指します。
4-1-①	中学校給食の実施	学務課	健康で安心、安全な食を提供するため、小学校に加え、中学校でも給食を実施します。	未実施 実施を目指します。
4-1-②	乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては保健指導を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。	未実施 実施を目指します。
4-1-②	妊産婦・乳幼児健康相談事業	健康増進課	保健師・助産師を身近におき（西部出張所・新保健所）、乳児の成長や母乳育児などについての相談が気軽にできる体制を整えます。また各公民館を巡回し安心して子育てできる環境をつくります。	未実施 相談窓口の啓発を行い事業の充実に努めます。
計画策定以降に実施、もしくは前期計画未掲載				
1-1-①	女性の健康増進講座	男女共同参画課	家事、育児、仕事等により生じる女性の心身のストレスを解消し、健康増進を図るための講座を開催します。	開催回数:18回、参加者数:延べ540人 内容を充実させ継続して実施します。
1-1-②	認定こども園制度の導入	教育企画課 保育課 子育て課	多様化する保育ニーズへ対応するため、認定こども園制度を導入し、保護者負担の軽減と子どもの健全育成に努めるとともに、子育て相談に応じるなど地域の子育て支援の拠点とします。 <保育所型> 保育所において保護者の就労の有無に関わらず、施設の利用が可能となります。 <幼稚園型> 幼稚園において、預かり保育及び3歳児保育や専任教員による未就園児保育を実施します。	保育所型未実施 幼稚園型1園 計画している地域において協議し、早期の導入を図ります。
1-2-①	地域子育て支援拠点事業	子育て課	主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。	設置箇所数 センター型:4 ひろば型:4 設置箇所数 センター型:9 ひろば型:8 児童館型:1
1-2-①	子育てスポット事業	子育て課	公共施設の空きスペースを利用して、月1～2回、主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。	設置箇所数:20 設置箇所数:40
1-2-②	就学援助	学務課	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に援助し、義務教育就学の達成を図ります。	小学校:1,931件 中学校:1,045件 今後も事業を継続し、認知度を高めます。
1-2-②	就園奨励費補助	学務課	家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園の保護者負担の格差の是正を図る。	公立幼稚園:88人 私立幼稚園:1,012人 今後も事業を継続します。

事業名		担当課	事業内容	策定時実績	平成 26 年度目標
1-3-②	短期入所	障がい福祉課	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	受入事業者数(県内): 20 箇所	継続します。
1-3-②	児童デイサービス	障がい福祉課	障がい児につき、知的障害児施設、肢体不自由施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	事業所数(市内): 3 箇所	事業所数: 5 箇所
1-3-②	居宅介護	障がい福祉課	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	61 人	継続して実施します。
1-3-②	行動援護	障がい福祉課	知的や精神に重い障がいがあり、一人で行動することが難しい障がい者児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	71 人	継続して実施します。
1-3-②	奈良市歯科診療	障がい福祉課	みどりの家歯診療所(総合福祉センター内)において、障がい児の歯科健診及び治療を行います。	平成 20 年度実績 治療 延べ 169 人 年 2 回の健診 延べ 149 人	継続して実施します。
1-3-②	日中一時支援	障がい福祉課	障がい児につき、日中に活動する場所を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的に、社会適応訓練や入浴サービス及び給食サービスを行います。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	奈良市への登録事業所数:25 箇所	継続します。
1-3-②	移動支援	障がい福祉課	障がい児につき、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	奈良市への登録事業所数: 105 箇所	継続します。
1-3-②	みどり園	障がい福祉課	総合福祉センターみどり園において、就学前の障がい児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	利用者見込み数: 130 人 保育士:5 名 (正職員 2 名 嘱託職員 2 名 臨時職員 1 名)で対応	継続します。
1-3-②	相談支援事業	障がい福祉課	障がい児が地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。	設置箇所数: (市内)8 箇所	継続します。
1-3-②	親子体操教室	障がい福祉課	奈良市障がい福祉センター体育館において障がい児と保護者が一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	開催回数: 春 8 回 延べ 695 名 秋 10 回 冬 7 回	継続します。
1-3-②	(仮)療育センター検討庁内連絡会の開催	障がい福祉課	発達障害における保健・医療の充実を図るため、早期発見、早期療育体制を確立し、障がいの発見時点から保育、就学、教育、就職にいたるまでのライフステージごとに対応できる療育ネットワークの構築が必要です。療育センターのあるべき姿について、保健・医療・教育等の関係各課による検討の場を設けます。	未設置	会議を開催

事業名	担当課	事業内容	策定時実績	平成 26 年度目標	
1-3-②	長期療養児支援	健康増進課	障がい児が適切な医療ケアや医療・福祉制度を利用しながら在宅で生活が送れることや、保護者は地域の人や専門職の支えを受けながら安心して子育てができるように、訪問や相談等を実施します。	支援対象者: 33 人 支援回数: 延べ 215 回	障がい児と保護者のニーズ、地域の現状に応じた支援をします。
2-1-②	私立幼稚園運営費補助金	教育総務課	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上と園児にかかる経済的負担の軽減を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	市内 14 園に補助	市内私立幼稚園に補助
2-1-②	放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。	17 小学校区	全 48 小学校区での実施を目指します。
2-1-②	小学校での 30 人学級導入	学務課	30 人数学級の実施で、よりきめ細かい指導を行うことにより、子どもの教育の充実を図ります。	効果・課題の検証に基づき、全小学校 1,2,3 年生に拡充するための準備を進めます。	小学校全学年において 30 人学級編成を実施
2-1-②	児童館事業の充実	保育課	身近な子育て支援の拠点施設として市民参画のもとに、より開かれた児童館を目指します。	公設 4 箇所 民設 1 箇所	事業内容を見直し、より地域に身近な子育て支援の拠点施設として機能します。
2-2-③	市民スポーツのつどい・スポーツ体験フェスティバルの開催	文化・スポーツ振興課	「体育の日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。	「体育の日」の前日、年 1 回 参加者数: 1,950 人	「体育の日」の前日、年 1 回 参加者数: 2,500 人
2-2-③	スポーツ少年団の育成	文化・スポーツ振興課	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	大会数: 4 回 登録団体: 90 団	大会数: 4 回 登録団体: 100 団
2-2-③	子どもを対象とした文化事業の実施	文化・スポーツ振興課	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	55 件 参加人数: 405,000 人	55 件 参加人数: 450,000 人
2-2-③	アウトリーチ活動の実施	文化・スポーツ振興課	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	19 件 参加人数: 2,800 人	19 件 参加人数: 3,500 人
3-1-①	子育て支援アドバイザー事業	子育て課	地域の子育て経験豊かな市民を子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所に派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。	派遣回数: 260	派遣回数: 400
4-1-①	5 か月児離乳食教室 (ばくばく教室)	健康増進課	生後 5 か月児を持つ保護者に離乳食の進め方、子どもの発達・子育てについての知識提供を行うとともに、集まる場の設定をすることにより乳児期前期の養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。	実施回数: 24 回 参加者数: 658 人	離乳食をはじめとした子育ての相談窓口の啓発を充実します。
4-1-①	10 か月児むし歯予防・育児教室 (きらきら教室)	健康増進課	生後 10 か月児を持つ保護者にむし歯予防の知識と歯の手入れの実習、10 か月～1 歳前半の子どものこころとからだの発達、遊びや事故予防・生活リズムの大切さについての知識提供を行います。集まる場の設定により、養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。	実施回数: 24 回 参加者数: 672 人	むし歯罹患率の減少・乳幼児期からの生活習慣の確立を目指します。
4-1-①	乳幼児の生活リズム事業	健康増進課	乳幼児の生活リズム確立のために、幼児健診、教室等で食事・睡眠・遊びについての知識の啓発を行います。	継続して実施します。	継続して実施します。

事業名	担当課	事業内容	策定時 実績	平成 26 年度 目標
4-1-① 食育の啓発および 健康教育	健康増進課	食育に関する一般啓発や、妊娠届出・ 幼児健診を通じた妊婦や子育て世代 への情報提供、地域のサークル等での 健康教育を行います。	健康教育実 施回数: 10 回	継続して実 施します。

※ 「後期行動計画に新たに取り入れた事業」に掲載している事業は、中間まとめ時点で把握できた情報により予定しているものため、本計画策定時（平成 22 年 3 月）までに、国、県等の制度により実施するものについて、政策の確定や変更等があった場合、掲載内容に変更が生じる場合があります。

6 後期行動計画に移行しなかった事業

事業名	担当課	事業内容	移行しない理由
代替事業を実施			
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ学習会	男女共同参画課	妊娠、出産に関わる女性の生命の安全や健康を重視し、不妊蔑視に見る文化上の差別、更年期とそれに伴う肉体的心理的变化等について正しい知識を身につけるために、学習会を実施します。	「女性の健康増進講座」を開催
食を通じた健康づくり教室	健康増進課	奈良市栄養士研究会の講師を招き、市立幼稚園年長児とその保護者を対象に、野菜を十分に摂取するなど、栄養バランスを考えた食生活の重要性を啓発するための教室を開催します。	「食育の啓発および健康教育」を実施
食育推進ネットワーク会議	健康増進課	奈良市 21 健康づくり「乳幼児の生活習慣領域」「栄養・食生活領域」の効果的な推進を図るため、奈良市における食育推進ネットワークの充実を図ります。	「食育の啓発および健康教育」を実施
他の事業と統合			
地域子育て支援センター事業	子育て課	主として乳幼児（0～3 歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。また、関係機関と連携しながら、地域に出向いて地域支援活動を行います。	地域子育て支援拠点事業として統合
つどいの広場事業	子育て課	主として乳幼児（0～3 歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。	地域子育て支援拠点事業として統合
廃止			
家庭教育講演会・講座の開催	生涯学習課	思春期の子どもの保護者を対象に子育てサークルを開催し、互いの悩みなどを相談できる仲間づくりを目指します。	事業の見直しにより廃止
母子家庭常用雇用転換奨励金事業	子育て課	母子家庭の生活の安定を図るため、非常勤等で雇用された母子家庭の母に、必要な研修および訓練を実施した後、常用雇用した事業主に対し、奨励金を交付することにより、当該母の常用雇用への転換を促進します。	国で実施する形態に変更
親子ふれあい広場の開催	生涯学習課	夏休みの一日、親子で映画を鑑賞し、親子のふれあいと会話の場を提供することにより、家庭教育の充実を図ります。	事業の見直しにより廃止（同様の事業を公民館で実施）
7～8 か月児乳児健康相談	健康増進課	生後7～8 か月の乳児を対象に、保健師が身体発達・運動発達・栄養状態の確認を行い、適切な指導を行うことにより、保護者の育児不安の軽減を図ります。	5 か月児離乳食教室、10 か月児むし歯予防・育児教室で対応
小児医療の充実	健康増進課	4 か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。	4 か月健康診査実施時に指導。項目としては削除

※ 「後期行動計画に移行しなかった事業」に掲載している事業は、中間まとめ時点で把握できた情報により予定しているもののため、本計画策定時（平成 22 年 3 月）までに、国、県等制度により実施するものについて、政策の確定や変更等があった場合、掲載内容に変更が生じる場合があります。